

意見書 (医師記入)

大野山保育園園長 殿

入園児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患にをお願いします)

	麻しん (はしか)
	インフルエンザ
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
	伝染性膿痂疹 (とびひ)
	急性灰白髄炎 (ポリオ)
	日本脳炎
	ジフテリア
	川崎病
	その他 (病名: _____)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が見られた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること。（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消失していること
水疱（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また 5 歳未満の子どもについては 2 回連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性大腸	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
伝染性膿痂疹（とびひ）	浸出液が出ている間（2～10 日）	浸出液が止まり、患部が乾いていること
急性灰白髄炎（ポリオ）	—	急性期の主要症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められていること
日本脳炎	—	伝染病予防法に法り症状が回復し、医師により感染の恐れがないと認められていること
ジフテリア	通常 2-7 日であるが長期の場合もある	伝染病予防法に法り、医師により感染の恐れがないと認められていること
川崎病	—	全身状態が良く、医師により登園許可が出ていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としています。

※インフルエンザの場合については、同居の家族が感染した場合は登園を控えてください。

参考：2018 年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省

2012 年改訂版「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」日本小児科学会 予防接種・感染対策委員会